

(2) 工事関係車両の走行については、付近住民や歩行者、一般通行車両等の安全を確保すること。

また、運行時間については、朝夕のラッシュ時を避けるなど、通過交通に支障をきたさないようにすること。

(3) 工事関係車両の走行ルートにおいては、基礎コンクリート打設時にミキサー車等が1日当たり360台程度走行するなど多くの通行が見込まれることから、地元車を優先するなど生活環境を保全するとともに、道路舗装の機能保全を図ること。